

諮問番号：令和2年度諮問第3号

答申番号：令和2年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、障害等級を4級とする身体障害者手帳の交付を受けていたところ、平成31年4月22日、処分庁に対し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、同項に規定する医師である 病院循環器内科の 医師（以下「本件医師」という。）の作成に係る身体障害者診断書・意見書（心臓機能 18歳以上 障害用）（以下「本件診断書」という。）を添えた身体障害者手帳再交付申請書により、身体障害者手帳の再交付を申請した（以下「本件申請」という。）。
- 2 処分庁は、本件申請に係る障害等級について疑義があったため、令和元年5月15日、神戸市市民福祉調査委員会身体障害者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）に対し意見を求めたところ、審査請求人の障害等級を3級とする旨の答申を受けた。
- 3 処分庁は、上記2の審査部会の判定結果を踏まえ、令和元年5月31日、障害名を心臓機能障害と、身体障害等級表による級別を3級と、交付日を平成31年4月26日とする身体障害者手帳を審査請求人に交付した（以下「本件処分」という。）。

- 4 審査請求人は、令和元年6月3日、本件処分を取り消し、1級の認定に変更する、との裁決を求めて審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

今回のペースメーカー植込みは4年5ヵ月前の心臓血管外科（心外膜のリード）のやり方と違い循環器内科（経静脈的にリード）で新たなペースメーカーですので、本件医師の意見が妥当だと思います。心臓の外にリードを縫いつけるのと、心臓の内側にリードを送るのでは、ペースメーカーのやり方が違います。

行政の都合で1級が出しづらければ、2級でもよしとします。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 心臓機能障害の障害程度等級とその認定基準

ア 障害程度等級

心臓機能障害の障害程度等級は、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、次のように定義されている。

1級：心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの

3級：心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制

限されるもの

4級：心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

イ ペースメーカー植え込み者の認定基準

「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年1月10日付け障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「本件認定基準」という。），「身体障害者認定基準の取扱い（障害者認定要領）について」（平成15年1月10日付け障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害者健康福祉部企画課長通知。以下「本件認定要領」という。），「身体障害認定基準の取扱いに関する疑義について」の一部改正について（平成15年2月27日付け障企発第0227001号厚生労働省社会後援局障害保健福祉部企画課長通知について平成26年1月21日付け障企発0121第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知により改正されたもの。以下「本件疑義解釈」という。）及び神戸市身体障害者診断指針（以下「神戸市診断指針」という。）は、18歳以上のペースメーカーの植え込み者の心臓機能障害の認定基準を次のとおり定めている。

【植え込み直後の認定基準】

- 1級：日本循環器学会の「不整脈の非薬物治療ガイドライン」（2011年改定版）のクラスⅠに相当するもの、又はクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が2未満のものをいう。
- 3級：同ガイドラインのクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が2以上4未満のものをいう。
- 4級：同ガイドラインのクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が4以上のものをいう。

【植え込みから3年以内に再認定を行う場合の認定基準】

- 1級：身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が2未満のものをいう。
- 3級：身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が2以上4未満のものをいう。
- 4級：身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が4以上のものをいう。

(2) 本件認定基準等の合理性及び適切性

ア 本件認定基準，本件認定要領及び本件疑義解釈（以下「本件認定基準等」という。）は，厚生労働省が，法の目的及び理念に則り，専門的知見や長年にわたり蓄積されてきた経験に基づき作成したものであるところ，その内容面において，特段，不合理・不適切な点は見当たらない。また，審査請求人も，本件審査請求手続の中で，本件認定基準等の内容の不合理性・不適切性について具体的な主張がなされているわけではない。そうである以上，厚生労働省の専門的知見を踏まえて作成された，本件認定基準等の内容は不合理・不適切とはいえず，これに従って判断することが相当である。

イ また，神戸市診断指針は，神戸市が，法の目的及び理念に則り，本件認定基準等の内容及び専門的知見や長年にわたり蓄積されてきた経験に基づき，法第15条第1項に規定する「指定医師」が身体障害者診断書・意見書を作成する場合の必要事項（法令及び厚生労働省通知を中心に）を掲載し，身体障害者診断書作成の手引きとして作成したものであり，その内容面において，特段，不合理・不適切な点は見当たらない。また，審査請求人からも，不合理性・不適切性の点に関する具体的な指摘あるいは主張がない。そうである以上，神戸市診断指針の内容は不合理・不適切とはいえず，これに従って判断することが相当である。

(3) 審査請求人に適用すべき認定基準

ア 審査請求人は、僧帽弁閉鎖不全症及び三尖弁閉鎖不全症が認められたため、平成27年11月17日にペースメーカーを植え込む手術をし、同年12月10日に障害名を心臓機能障害とする障害等級1級の身体障害者手帳の交付を受け、平成30年11月30日に再認定により同障害等級4級の同手帳の交付を受けた。その後、審査請求人は、平成31年3月28日に電極リードの不全断線を原因とする急性心不全で入院し、同年4月8日に静脈的に電極リードを留置し、ペースメーカー本体（Generator）を交換する手術を受け、その後、本件申請を行ったものである。

イ 係る経緯により本件申請を行った審査請求人について、ペースメーカーの植え込み直後の認定基準（以下「本件直後基準」という。）と植え込みから3年以内に再認定を行う場合の認定基準（以下「本件再認定基準」という。）を用いるのかについては、身体障害者認定基準，障害者認定要領，本件疑義解釈及び神戸市診断基準には明記されていない。

この点、従前はペースメーカー植え込み者についての障害等級は一律に1級とされていたが、医療技術の進歩等によりペースメーカー植え込み者について社会生活に大きな支障がない程度に日常生活能力が改善されるケースが多く見られるようになったため、認定基準が見直され、平成26年4月以降は本件直後基準と本件再認定基準が併用されるようになったという経緯からすると、ペースメーカーの植え込みから相当期間が経過し身体活動能力（運動強度：メッツ）が改善した状態にあり、かつペースメーカーの交換手術後にまもなく身体活動能力が改善することが合理的に期待できる者については、仮に日本循環器学会のガイドラインにおけるエビデンスと推奨度のグレードがクラスIに相当する状態にあったとしても、本件直後基準ではなく、上記クラスに関係なく身体活

動能力（運動強度：メッツ）のみを考慮する本件再認定基準を適用することにも一定の合理性が認められる。

ウ 審査請求人は、平成27年11月にペースメーカーの植え込み手術を受け同年12月に心臓機能障害の障害等級1級と認定されたものの、その後に身体活動能力が改善されたことにより平成30年11月の再認定時には障害等級4級の認定を受けていたところ、平成31年3月に電極リードの不全断線が原因で急性心不全になったものである。このことからすると、ペースメーカーの交換手術後にまもなく身体活動能力が改善することが合理的に期待できると考えられることから、審査請求人について本件直後基準ではなく本件再認定基準を適用することには一定の合理性が認められる。

この点、確かに、平成27年11月に行われたペースメーカーの植え込み手術では電極リードを心外膜に留置する方式であったものが、平成31年3月にペースメーカーの交換手術では電極リードを静脈から心内膜に到達させて留置する方式に変更されているが、本件診断書や審査請求人の主張によっても、これにより交換後のペースメーカーが正常に機能しないのではないかという懸念を生じさせるだけの具体的事情は見当たらず、電極リードの留置方式の相違は審査請求人に本件再認定基準を適用することの妨げにはならないといふべきである。

(4) 審査請求人の心臓機能障害の障害程度

本件診断書によれば、審査請求人の身体活動能力（運動強度）は、3メッツであり、本件再認定基準に照らすと、審査請求人の心臓機能障害の障害程度は、3級相当であると認められ、他に本件処分に違法又は不当な点は認められないから、心臓機能障害の障害等級3級とする本件処分は適法かつ妥当なものである。

令和2年5月15日 第1回審議

令和2年6月26日 第2回審議

令和2年7月31日 第3回審議

第6 審査会の判断

1 処分庁が準拠した各規定とその合理性

(1) 処分庁が準拠した各規定

ア 法第15条第4項は、処分庁が、法第15条第1項の申請に基づき審査し、「その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。」と規定している。そして、法別表第5号においては、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」と規定している。

イ 厚生労働省は、法を施行するため、規則を定めているが、規則第5条第1項は、身体障害者手帳には、「障害名及び障害の級別」（同項第2号）を記載するものとし、同条第3項は、同条第1項の「障害の級別は、別表第5号のとおりとする。」と規定する。そして、別表第5号では、「心臓機能障害」の箇所において、1級については「心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」、3級については「心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの」、4級については「心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」と規定している。なお、2級及び5級以下は規定されていない。

ウ もっとも、上記法及び規則の定めが抽象的であることから、厚生労働省は、これらを具体化するため、本件認定基準及び本件認定要領を定めている。

(2) 本件認定基準及び本件認定要領の合理性

本件認定基準及び本件認定要領は、厚生労働省が、法の目的及び理念に則り、専門的知識と長年にわたる実務経験に基づき作成したものであり、その内容において、特段不合理・不適切な点は見当たらない。

また、審査請求人からも、本件認定基準及び本件認定要領の内容の不合理性・不適切性について、具体的な主張がなされているわけではない。よって、本件処分の違法性又は不当性について判断するに当たっては、本件認定基準及び本件認定要領に従って判断することが相当である。

2 本件処分の違法性及び不当性についての検討

審査請求人の身体障害の状態について記載する客観的資料としては、本件診断書があり、本件診断書の記載内容自体については審査請求人も争う姿勢を示しておらず、また、本件診断書に反するような証拠も提出されていないため、本件診断書を基に認定基準に照らして判断するところ、当審査会としても、審査請求人の身体障害の状態としては、心臓機能障害の障害等級3級とするのが相当である、と判断した。理由については、第4-2-(3)及び(4)記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

3 審査請求人の主張の検討

審査請求人は「行政の都合で1級が出しづらければ、2級でもよしとします。」と主張するが、第6-1-(1)-イ記載のとおり、規則別表第5号の心臓機能障害の箇所において、2級及び5級以下は規定されておらず、これを認めることはできない。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治